2015年（平成27年）12月10日（木曜日）

中日新聞

広告 知って得する税の寺子屋

企画・制作 中日新聞 ☎052(979)1600

Q 父が2月1日に亡くなり、母が立て続けに3か月後の5月1日に亡くなりました。この場合、相続はどうなりますか。私たち家族は、父、母、長男、長女の4人です。

A 父の遺産分割協議前に、その財産を承継すべき法定相続人の母や子が死亡し、短期間に相続が続く場合を「数次相続」と言います。

父の相続について、母の相続権は母の法定相続人である長男と長女に引き継がれます。父の財産は、母の相続権を引き継いだ長男と長女、本来の法定相続人である長男、長女により遺産分割協議が行われ、相続税の申告と納税がなされます。なお、父の相続税の基礎控除額は、父死亡時の法定相続人3人で計算された金額となります。

相続税の申告期限は、父の相続では長男と長女は父の死亡日の10か月後の12月1日で、母が相続した分は申告期限が延長され母の相続税の申告期限と同じ日の翌年3月1日となります。母の相続では長男、長女共翌年3月1日が申告期限となります。

父の相続について、母が相続した分には「配偶者の税額軽減」も「小規模宅地等の特例」も適用できます。また、母の相続の相続税からは、父の相続で納めた相続税のうち一定額を「相次相続控除」として差し引けます。

「数次相続」では、家族構成、財産内容などにより、父の相続の進め方次第で母の相続を含めた全体の相続税額に大きな差異が生ずる複雑な問題もありますので、必ず相続税に詳しい税理士にご相談ください。

税理士 神谷 研

神谷研税理士事務所

●東海税理士会所属

安城市三河安城本町2-1-6 レジンシティ三河安城ザ・レジデンス1306号室

☎(0566) 77-2099

●税務相談で頼りたい専門家

神谷 研氏
神谷研税理士事務所
（東海税理士会所属）

"赤ひげ事務所"と呼んでください。どんなことでも、「あっそうだ神谷にちょっと相談してみよう。頼んでみよう。」と頼れる身近で"便利な秘書"。「情報の宝庫」。インターネット会計、海外進出支援、他士業ネットワーク、特殊業種や決算予測会計、資産税にも明るい"安心"事務所です。

http://kentax.gr.jp